

令和 7 年 4 月

定例教育委員会会議

会議録

令和 7 年 4 月 16 日開催

会議録

開催日時		令和7年4月16日(水) 午後7時00分 開会 午後7時40分 閉会	
場所		旭川市教育委員会 教育委員会室	
教育長 及び委員		教育長 野崎 幸宏、 <small>教育長職務代理者</small> 伊東 義晃、委員 近藤 美保 委員 山崎 興吉、委員 坂田 葉子	
出席者	教育長	学校教育部長 坂本 考生	社会教育部長 田村 司
	事務局	学校教育部次長 中瀬 恭子	文化ホール整備担当部長
出席者		学校教育部主幹 田村 貴史	田島 章博
出席者		適正配置担当課長 小松 義尊	社会教育部次長 松野郷正文
出席者		教職員課長 山下 聰司	
出席者		教育政策課主幹 矢野 敬	
傍聴者		0人	
公開・非公開の別		一部非公開	
会議次第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 • 議案第1号 旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 議案第2号 旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 議案第3号 旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 議案第4号 旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 議案第5号 旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 議案第6号 旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 議案第7号 旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について • 報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について • 報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について • 報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について • 報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について	

5 報告事項

- (1) 令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について
- (2) 令和6年度のいじめの認知件数等について
- (3) 旭川市民文化会館整備基本計画策定に係る市民説明・意見交換会の開催について
- (4) 旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び旧旭川市立千代ヶ岡中学校施設の跡利用に係る公募の実施結果について

6 その他

7 閉会

審議内容	
発言者	発言要旨
教 育 長	<p>《開会》</p> <p>ただいまから、令和7年4月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は近藤委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《前回会議録》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和6年8月第1回臨時会の会議録については、会議録署名委員に本田委員と山崎委員を指名しておりましたが、本田委員が退任されたため、改めて坂田委員と山崎委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
各教委員長	<p>異議ありません。</p> <p>それでは、令和6年8月第1回臨時会の会議録署名委員には坂田委員と山崎委員を指名します。</p> <p>令和6年8月第1回臨時会及び8月第2回臨時会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。</p>
各教委員長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和6年8月第1回臨時会及び8月第2回臨時会の会議録については、承認することといたします。</p>
各教委員長	<p>なお、8月定例会、8月第3回臨時会、9月定例会、10月定例会、11月定例会、12月定例会、令和7年1月定例会、2月定例会及び3月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、これら9回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《審議事項》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（2）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。</p>
各委員	異議ありません。

教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（2）は、秘密会といたします。</p> <p>また、報告第1号から報告第4号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第4号までは、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、次の議案第2号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、次の議案第3号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、次の議案第4号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、次の議案第5号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、次の議案第6号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第7号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、内容が同様なものとなりますので、一括して説明をお願いします。</p>
松野郷社会教育部次長	<p>本案は、市長部局の施設における使用者等の遵守事項を定めた規則の改正を踏まえ、同じく社会教育部の所管施設における遵守事項を定めたこれらの規則について、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>当該規則の改正目的といたしましては、施設の使用承認を受けた者のみならず、施設を訪れた者の全てに遵守事項を適用させるため、また、施設及びその敷地においてトラブルを防止するため、遵守事項を拡充する規定の整備及び文言の修正等を行っております。</p> <p>改正内容につきましては、新たに整備した共通事項の規定としまして、施設及びその敷地内で承認を受けずに、広告その他これに類するものを掲示し、又は配布しないこと、物品等を展示し、販売し、又はこれに類する行為をしないこと、寄付金の募集をしないことなど、市長部局の遵守事項の規定と内容や表現などを合わせたものに改めております。</p>
教 育 長	施行日は、公布の日からしております。
坂 田 委 員 長	<p>本案について御意見、御質問等はありますか。</p> <p>全てに「承認を受けないで、しないこと」とありますが、承認できない場合があるということですか。</p>
教 育 長	<p>政治的なものや風紀上良くないものなどは承認できないと想定しております。例えば、文化会館やクリスタルホールでチャリティーコンサートを開催したいとして申出があった場合、チャリティーの内容を確認した上で、問題なければ承認するということが考えられます。</p>
各 教 育 員 長	<p>他に御意見、御質問等はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第7号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」までは、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>

各 委 員 長 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号から議案第7号までについては、原案どおり決定します。</p> <p>《 報告事項 》</p>
教 育 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について」、報告願います。</p>
学校教育部次長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書の作成と議会への報告、公表を行う必要があることから、今年度の点検・評価を実施いたします。</p> <p>点検・評価の対象は、令和6年度における教育委員会の活動状況、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況を対象とします。</p> <p>点検・評価の方法は、1つ目の教育委員会の活動状況については法に規定されている教育委員会の事務に沿って、基本的な方針の策定状況や規則の制定・改廃の状況などを総括し、課題等を踏まえ評価いたします。</p> <p>2つ目の第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況については、学校教育基本計画、社会教育基本計画それぞれ、計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価し、課題等を踏まえ、今後の方向性を示してまいります。</p> <p>点検・評価を行うに当たっては、昨年度同様、学識経験者から意見をいたくこととしております。</p> <p>スケジュールにつきましては、今後、自己評価・点検を行った後、学識経験者の御意見をいただいた上で、8月までに報告書案を作成し本会議に付議させていただき、9月には議会への報告とホームページでの公表を行いたいと考えております。</p>
教 育 長 伊 東 委 員	<p>本案について御意見、御質問等はありますか。</p> <p>学識経験者の意見聴取の語尾だけ「行います。」となっていますので、ほかと合わせて「行う。」にしたほうが良いと思います。</p>
学校教育部次長	修正いたします。
教 育 長 各 委 員 長	<p>他に御意見、御質問等はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について」は、報告を受けたこととします。</p>
文化ホール整備担当部長	<p>次に、報告事項（3）「旭川市民文化会館整備基本計画策定に係る市民説明・意見交換会の開催について」、報告願います。</p> <p>新文化ホールの整備に向けましては、検討会などで様々な御意見をいただきながら基本計画の策定を進めておりますが、現段階における検討状況について市民の皆様に広くお知らせし、多くの方々に関心を高めてもらうとともに、さらに、御意見を頂きながら、計画策定が進むよう、市民説明、意見交換会を開催することとしましたので御報告させていただきます。</p>

	<p>開催概要について、関係資料を文化会館のエントランスホールにて約3週間展示し、併せて、市民説明・意見交換会については、3回開催いたします。</p> <p>昨年、建設予定地決定以降、基本構想が示す考えに沿った施設のあり方について、検討会でワークショップ形式にて議論を行い、その議論を踏まえ作成したイメージ模型やイメージイラスト等を展示するほか、これまでの検討経過などについてまとめたパネルなども展示し、併せてアンケートによる意見を求める予定です。</p> <p>また、市民説明・意見交換会では、この関係資料を利用しながら検討経過などについて詳しく説明し、質疑や意見交換などを行う予定です。</p> <p>この催しの周知方法としましては、広報あさひばしのほか、市のホームページやSNSで情報発信するとともに、報道関係などにも依頼します。</p> <p>なお、展示は明日から始まりますが、既に準備が整っておりますので、この委員会終了後に御覧いただける方がいらっしゃいましたら、お立ち寄りください。</p>
教 育 長	本報告について御意見、御質問等はありますか。
山 崎 委 員	素晴らしい案だと思います。建物を立てる際には、花壇を造ったり植樹することが多いと思いますが、そういったことは最小限にして、土地を有効活用したほうが良いと思います。
教 育 長	いろいろな機能を盛り込み、A案、B案のイメージを作成しています。お時間がありましたら、展示を準備しておりますので、帰りにお立ち寄りいただければと思います。
各 委 員	他に御意見、御質問等はありますか。
教 育 長	ありません。
適正配置担当課長	それでは、報告事項（3）「旭川市民文化会館整備基本計画策定に係る市民説明・意見交換会の開催について」は報告を受けたこととします。
	次に、報告事項（4）「旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び旧旭川市立千代ヶ岡中学校施設の跡利用に係る公募の実施結果について」、報告願います。
	本件につきましては、令和7年2月20日から令和7年3月27日までを期間として実施した跡利用希望者の募集について、1者の応募があつたため、関係部長及び地域関係者で構成する「旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び旧旭川市立千代ヶ岡中学校施設跡利用候補者選定委員会」を令和7年4月14日に開催し、事業提案の内容について審査した結果、得点が一定水準を超えることから、応募者であるアイラーセン・ジャパン合同会社を、跡利用候補者として選定したものです。
	アイラーセン・ジャパン合同会社は、デンマークの高級ソファブランド「アイラーセン」の日本法人であり、提案された事業の概要としましては、旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び旧旭川市立千代ヶ岡中学校施設をソファの製造工場として活用するものです。
	既に代理店を通した販路が日本国内に確立されており、現在中国工場で製造しているソファを日本で製造し、国内流通させる見通しです。
	今後のスケジュールとしましては、跡利用に関する協定を締結し、跡利用候補者による地域説明会を開催する予定です。
	売却に向けては、議会の議決に付すべき財産の処分に該当することから、

教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>市長部局において令和7年第2回定例会に議案を提出することになりますので、5月に公有財産売買仮契約を締結した後、6月の第2回定例会の議決日をもって仮契約は本契約に移行いたします。</p> <p>本報告について御意見、御質問等はありますか。</p> <p>いません。</p> <p>それでは、報告事項（4）「旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び旧旭川市立千代ヶ岡中学校施設の跡利用に係る公募の実施結果について」は報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>いません。</p> <p>いません。</p>
教 育 長	<p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>＜報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について＞</p> <p>令和7年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>＜報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」＞</p> <p>令和7年3月16日から4月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>＜報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」＞</p> <p>令和7年3月1日付けから4月10日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>＜報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）」について＞</p> <p>令和7年3月5日から同月26日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
教 育 長 学校教育部主幹	<p>次に、報告事項（2）「令和6年度のいじめの認知件数等について」、報告願います。</p> <p>令和6年度に学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校</p>

6, 426件、中学校1, 072件、合わせて7, 498件であり、前年度の約1.2倍となっております。

また、いじめの解消件数につきましては、小学校4, 850件、中学校784件、合わせて5, 634件であり、前年度の約1.3倍となっております。

いじめの解消については、認知から少なくとも3か月経過してから判断するため、令和6年12月末時点の認知件数5, 941件と比較しますと、解消率は小・中学校共におよそ95%となっております。

今後も、「いじめ見逃しゼロ」に向けた積極的かつ幅広い認知や、重大化・長期化の防止に向けた支援等の取組を推進してまいります。

令和6年度のいじめの重大事態の発生件数につきましては、4件であり、内訳については、資料にお示ししているとおりとなっております。

令和6年度のいじめの認知件数、解消件数及び重大事態の発生件数については、5月に開催される予定の子育て文教常任委員会において報告するとともに、市のホームページに掲載し、公表いたします。

教 育 長 本報告について、御意見、御質問等はありますか。

ありません。

各 教 育 員 長 それでは、報告事項（2）「令和6年度のいじめの認知件数等について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

教 育 長 他に、何かありますか。

ありません。

各 教 育 員 長 それでは、以上で令和7年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》